



島根県報

令和3年7月13日（火）

第 225 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2

【公 告】

第2期しまねセキュリティアクラウド調達業務に係る提案競技の実施	(情報政策課)	2
公共測量の実施	(技術管理課)	7
公共測量の終了	(")	7
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	7

【特定調達公告】

配光測定装置の購入に係る一般競争入札の実施	(港湾空港課)	8
-----------------------	---------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		10
---------------------	--	----

告 示**島根県告示第487号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
加藤 和宏	呼吸器内科	社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899-1	令和3年6月30日

島根県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市温泉津町福光土地改良区の定款変更を令和3年7月6日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市伯太町安田2215、2216

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

第2期しまねセキュリティアクラウド調達業務に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

第2期しまねセキュリテイクラウド調達業務

(2) 提案仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 第2期しまねセキュリテイクラウド導入業務

契約の日から令和4年3月31日まで

イ 第2期しまねセキュリテイクラウド運用保守業務

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ オプション機能サービス提供業務

(メール無害化サービス、ファイル無害化サービス、Web無害化サービス、仮想デスクトップサービス、EDRサービス、仮想化基盤サービス)

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(令和3年度)

第2期しまねセキュリテイクラウド導入業務費用 170,720,000円

(令和4年度～令和8年度)

第2期しまねセキュリテイクラウド運用保守業務 564,765,000円

メール無害化サービス提供業務（17,200ユーザー） 170,280,000円

ファイル転送サービス提供業務（16,100ユーザー） 74,382,000円

Web無害化サービス提供業務（17,800ユーザー） 1,409,760,000円

仮想デスクトップサービス提供業務（3,500ユーザー1,100同時接続） 1,050,000,000円

EDRサービス提供業務（580デバイス） 28,327,200円

仮想化基盤サービス提供業務 111,269,400円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和3年7月13日（火）から同年8月2日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課 ネットワーク管理グループ

なお、電子メールによる配布を希望する場合は、5の(3)の連絡先まで申し出ること。

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
 - (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
 - (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
 - (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
 - (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
 - (7) 担当者届 1部
 - (8) 提案書提出書 1部
 - (9) 提案書 9部
 - (10) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年8月3日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）
イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年8月23日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）
 - (3) 提出先
郵便番号 690-8501
島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課ネットワーク管理グループ
電話 0852-22-6315 F A X 0852-22-5969
電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
 - (2) 質問提出期限は、令和3年7月27日（火）正午までとする。
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、令和3年8月2日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
- 提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 第2期しまねセキュリティクラウド調達業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

- (4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
- (6) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Security Cloud Service 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. August 23, 2021
- (3) For further details contact : Information Policy Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi,

Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6315

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市中尾土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月5日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
松江市下東川津町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年6月30日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（地上レーザスキャナを用いた三次元点群データ作成）
- 2 作業期間
令和2年8月22日から令和3年6月30日まで
- 3 作業地域
出雲市中野町から同市姫原三丁目地内まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、安来市和田南土地区画整理組合理事長青戸守から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸山達也

青戸 守 安来市黒井田町86番地
青戸 昇 安来市黒井田町368番地1
岩田 栄助 安来市黒井田町371番地
青戸 猛虎 安来市黒井田町54番地
青戸 司 安来市黒井田町109番地
青戸 信雄 安来市黒井田町1891番地27
青戸 秀則 安来市黒井田町362番地
原 利幸 安来市黒井田町359番地

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

配光測定装置の購入 1式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和4年2月28日（月）

(4) 納入場所

島根県益田市内田町イ597番地 石見空港電源局舎

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(6)光学計測機器」又は大分類「4機械器具類」小分類「(9)諸機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部港湾空港課空港整備スタッフ
電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247
電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年8月13日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和3年8月13日（金）までの間

ただし、イの(7)の場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和3年8月13日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年8月23日（月）午前9時から同月24日（火）午後5時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年8月24日（火）午後5時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年8月24日（火）午後5時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月25日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備スタッフ

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Complete set of light distribution measuring equipment for airport, 1 unit

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. August 23, 2021 to 5 : 00 p.m. August 24, 2021

(3) Time limit for tender by bringing : 5 : 00 p.m. August 24, 2021

(Bids by post must be received by 5 : 00 p.m. on August 24, 2021)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和3年7月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060番地	令和3年7月5日